

宮崎県人会活性化・ネットワーク化事業補助金交付要綱

令和6年4月8日
商工観光労働部
国際・経済交流課

(趣旨)

第1条 県は、宮崎県人会世界大会開催を契機に新たに築かれたつながりを活用し、本県施策の更なる展開を図るため、予算で定めるところにより、本県の魅力情報の発信を行う海外県人会に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県国際・経済交流課に届出された海外県人会
- (2) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (3) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象費経費及び補助額)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は、別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

- 2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金等の交付の申請をしようとする団体の過去1年間の活動実績を証する書類
 - (2) 第2条第2号に係る（暴力団関係者に該当しないこと）誓約書（別記様式第3号）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付申請の期限)

第5条 規則第3条の規定による補助金の交付申請は、知事が別に定める募集期間（日本時間）にしなければならない。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取り下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、総事業費の20%以内の変更とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定により、事業実施主体は知事が事業遂行状況の報告を求めたときは、補助事業遂行状況調書を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日(日本時間)のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書(別記様式4号)

(2) 収支決算書(別記様式5号)

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部(正本1部)とし、その様式及びその提出期限は、規則及びこの要綱の本則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県人会活性化・ネットワーク化事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助額
<p>海外県人会が本県の魅力情報の発信など本県施策に要する経費のうち、次に掲げる経費であって、事業完了日までに支払を完了するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）本県PRを行う展示会やイベントへの参加に係る出展料、会場整備費及び装飾費、参加費 （2）広告宣伝費 （3）会場賃借料 （4）県産品及び備品等に係る購入費、搬送費、委託料 （5）本県職員の視察及び事業等における現地でのアテンドに係る会員派遣の交通費、宿泊費、その他諸費用 （6）通訳・翻訳に係る経費 （7）その他魅力情報の発信に必要と認められる経費 	<p>定額。 ただし、補助額の上限は30万円とする。</p>